



厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表
平成25年8月28日

担 当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 後藤 稔 賃金室長 大城 勝夫 電話：098-868-3421
--------	--

平成25年度沖縄県最低賃金の11円引上げを答申

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄労働局長に対し、沖縄県最低賃金を11円引き上げて、時間額664円に改正するのが適当であるとの答申を行ないました。

- 1 沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月2日、沖縄労働局長（谷 直樹）から沖縄地方最低賃金審議会（会長 宮国 英男）に対し諮問を行った。同審議会は審議の結果、8月28日、現行の最低賃金の時間額653円を11円引き上げ（引上率1.68%）で、664円に改正することが適当である旨の答申を行った。これを受けて沖縄労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の沖縄県最低賃金の改正を決定する予定で、最も早ければ平成25年10月26日（土）から発効（効力発生）する予定である。
- 2 沖縄地方最低賃金審議会は、最低賃金専門部会を設置し、事業場視察、参考人意見聴取、各種経済指標、賃金調査資料等の検討などを実施し、平成25年8月7日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申として取りまとめたものである。
- 3 沖縄県最低賃金は、県内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者に適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。
- 4 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話 098-859-6210）を設けている他、「業務改善助成金」として、職場の業務を効率化（改善）に要する費用2分の1（上限100万円）補助事業（沖縄労働局賃金室 電話098-868-3421）を行うこととしている。